

初山別村若年者雇用促進助成金交付要綱

平成28年3月25日

初山別村訓令 第11号

(趣旨)

第1条 この要綱は、村内における若年者の就業及び定住促進に資するため、村内企業等の採用意欲の高揚を目的として事業主に対し交付する初山別村若年者雇用促進助成金（以下「助成金」という。）に関し、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 正規雇用 事業主と労働者との間で期間の定めのない労働契約（雇用期間の定めのない雇用であつて、1週間の所定労働時間が同一の事業所に雇用される通常の労働者の1週間の所定労働時間と同程度（30時間未満の者を除く。）である契約をいう。）を締結し、雇用される場合をいう。
- (2) 若年者 雇入れ時の満年齢が45歳未満の者をいう。
- (3) 一般被保険者 雇用保険法（昭和49年法律第116号）第4条に規定する被保険者のうち、高年齢継続被保険者、短期雇用特例被保険者及び日雇労働被保険者を除いた者をいう。
- (4) 年度 初山別村の会計年度をいう。

(対象事業主)

第3条 助成金の交付対象となる企業等の事業主（以下「対象事業主」という。）は、次の各号のいずれにも該当するものとする。

- (1) 初山別村内に事業所又は事務所（以下「事業所等」という。）を有すること。
- (2) 村税その他村の収入金を滞納していないこと。
- (3) 雇用保険法第5条第1項に規定する適用事業の事業主であつて、次のいずれかに該当すること。
 - ア 中小企業基本法（昭和38年法律第154号）第2条第1項に規定する中小企業者
 - イ 中小企業基本法第2条第5項に規定する小規模企業者
 - ウ 特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第2条第2項に定める特定非営利活動法人
 - エ 農業経営基盤強化促進法（昭和55年法律第65号）第12条の規定により認定を受けた農業者
 - オ 漁業法（昭和24年法律第267号）第2条第2項に規定する漁業者
 - カ その他村長が適当と認める団体
- (4) 本助成金の交付申請（以下「交付申請」という。）を受理した日の前1年間以上にわたり、継続して事業実績を有すること。

- (5) 交付申請を受理した年度及びその前年度において、事業主において雇用する一般被保険者を事業主の都合により解雇したことがない事業主であること。ただし、その期間中、その一般被保険者の責によるものを除く。
- (6) 労働基準法（昭和22年法律第49号）、雇用保険法、健康保険法（大正11年法律第70号）、厚生年金保険法（昭和29年法律第115号）等の労働関係法令を遵守している事業主

2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する事業主は、助成金の対象事業主にしないものとする。

- (1) 初山別村からの委託料、補助金等によって運営されている事業主
- (2) 国、公共団体又は公共的団体等の事業主
- (3) 暴力団又は暴力団員の統制下にある事業所の事業主
- (4) 国及び地方公共団体から同一雇用者に対する他の補助金等の交付を受けている事業主
- (5) その他村長が助成金を交付することが適当でないとした事業主
(対象若年者)

第4条 助成金の交付対象となる雇用に該当する若年者（以下「対象若年者」という。）は、次の各号のいずれにも該当する者とする。

- (1) 対象事業主に村内事業所等において正規雇用され、雇用後6箇月を超え、かつ、引き続き雇用される見込みの者
- (2) 対象事業主に正規雇用された日の属する月において村内に住所を有し、引き続き村内に住所を有しようとする者
- (3) 村税その他村の収入金を滞納していないこと。

（助成金の交付要件）

第5条 助成金の交付を受けることができる対象事業主は、次の各号に掲げる要件をいずれも満たすものとする。

- (1) 対象若年者を平成28年4月1日以降に正規雇用したこと
- (2) 対象若年者を正規雇用した月の末日の一般被保険者が、その雇用した年度の前年度末の一般被保険者数を上回ること。ただし、一般被保険者数が上回らなかつた場合であっても、その理由が既に雇用されていた一般被保険者の自己都合による退職の場合は、上回ったものとみなす。

（助成金の額等）

第6条 助成金の交付額は、前条に規定する交付要件を満たして上回った対象若年者1名につき月額3万円とする。ただし、助成金の額は当該年度36万円を上限とし、交付決定後3年間につき1事業主あたり、毎年度、対象若年者3名までを限度とする。

2 前項に規定する助成金の交付回数は、同一人につき1回限りとする。

（助成金の申請）

第7条 助成金の交付を申請しようとする対象事業主（以下「申請者」という。）は、その交付要件に該当した日から1箇月以内に初山別村若年者雇用促進助成金交付

申請書（別記様式第1号）に、次に掲げる書類を添えて村長に提出しなければならない。

- (1) 住民票（戸籍謄本又は法人登記簿謄本）
- (2) 村税その他村の収入金を滞納していないことが確認できる資料
- (3) 対象若年者の雇用契約書又は雇い入れ通知書等の写し
- (4) 対象若年者の履歴書の写し
- (5) 対象若年者が村民であることが確認できる書類（別記様式第2号）
- (6) 対象若年者の雇用保険被保険者資格取得等確認通知書の写し
- (7) 対象若年者の雇用開始から申請月の前月までの賃金台帳の写し
- (8) 対象若年者の雇用開始から申請日の前日までの出勤簿等の写し
- (9) 対象若年者の村税その他村の収入金を滞納していないことが確認できる書類（別記様式第3号）
- (10) 労働基準法（昭和22年法律第49号）第107条の規定による労働者名簿の写し
- (11) 公共職業安定所が発行する対象事業主の全事業所における事業主都合による解雇を事由とした雇用保険法施行規則（昭和50年労働省令第3号）第7条に規定する雇用保険資格喪失届が提出されていないことの証明書（別記様式第4号）
- (12) その他村長が必要と認めるもの
（助成金の決定）

第8条 村長は、前条の規定による申請があつたときは、その内容を審査し、速やかに交付の可否を決定し、初山別村若年者雇用促進助成金（交付・不交付）決定通知書（別記様式第5号）により、申請者に通知するものとする。

（助成金の交付）

第9条 前条の規定により交付決定の通知を受けた申請者（以下「交付決定者」という。）は、初山別村若年者雇用促進助成金交付請求書（別記様式第6号）に、次に掲げる書類を添えて村長に提出しなければならない。ただし、助成金の交付にあたっては、交付決定を受けた額を、毎年度2回（4月から9月分までと、10月から翌年の3月分まで）に分けて請求するものとする。

- (1) 対象若年者の賃金台帳の写し（交付申請月以降分）
- (2) 対象若年者の出勤簿等の写し（交付申請月以降分）

2 交付決定後6箇月を経過し3箇年を経過しないで、対象若年者が事業所等を退職したとき及び対象若年者を対象事業者の責により解雇したとき（以下「退職等」という。）は、退職等した日の属する月の前月分までの助成金交付するものとする。

3 村長は、前項の規定による請求を受けた日から30日以内に助成金を交付するものとする。

（報告及び調査等）

第10条 村長は、必要があると認めるときは、交付決定者に対し、助成金の交付に関する必要な事項について報告を求め、又は担当職員を事業所等に立ち入らせて帳簿、書籍その他の関係書類について調査をさせることができる。

(助成金の交付決定の取消)

第11条 村長は、交付決定者が次の各号のいずれかに該当するときは、初山別村若年者雇用促進助成金交付決定取消通知書（別記様式第7号）により当該助成金の交付決定額の全部又は一部を取り消すことができる。

(1) 偽りその他不正の手段により助成金の交付を受けたとき。

(2) この要綱に定める助成金の交付要件を欠くに至ったとき。

(助成金の返還)

第12条 村長は、前条の規定により助成金の交付決定を取り消した場合において、既に助成金が交付されているときは、交付決定者に対し、初山別村若年者雇用促進助成金返還命令書（別記様式第8号）により、期間を定めてその全部又は一部の返還を命じるものとする。

2 村長は、前項の返還命令に係る助成金の交付決定の取り消しが、やむを得ない事情があると認めるときは、返還の期限を延長し、又は返還命令の全部若しくは一部を取り消すことができる。

(その他)

第13条 この要綱の施行に関し必要な事項は、村長が別に定める。

附 則

この訓令は、平成28年4月1日から施行する。